

換地処分に伴う住所等の変更手続きについて

いちき串木野市役所

0996-32-3111(代表)

麓土地区画整理事業の換地処分に伴い、施行区域内の町名及び地番が変更になります。施行区域内にお住まいの方及び事務所等を設置している法人会社等につきましては、住所及び所在地等、関連する事項の書替えまたは、手続きが必要となるものがあります。予想される主なものを記載してありますので、下表をご覧ください、関連がある方におかれましては、手続きをお願いいたします。

1.いちき串木野市その他行政側で書き替える公簿類

公簿名	届出・問い合わせ先	摘要
住民票、印鑑登録原簿、戸籍の附票	市民生活課(串木野庁舎) 支所市民課(市来庁舎)	住所欄、本籍欄を書き替えます。
戸籍簿		本籍の変更がある方には、換地処分の公告後、「本籍の変更のお知らせ」を送付します。
土地登記簿、建物登記簿	都市建設課	表題部の所在の表示・保留地の所有権保存のみ、区画整理事業施行者が申請し、法務局が書き替えます。
介護保険被保険者証 負担割合証 介護保険負担限度額認定証	長寿介護課	換地処分の公告後、長寿介護課から対象者に、新住所の被保険者証等を郵送します。旧住所の被保険者証等は、破棄していただくか、長寿介護課へ返却してください。
国民健康保険被保険者証 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証 国民健康保険特定疾病療養費受療証 後期高齢者医療被保険者証 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 後期高齢者医療特定疾病療養費受療証	健康増進課	換地処分の公告後、健康増進課から対象者に、新住所のものを郵送します。旧住所のものは、破棄してください。なお、マイナンバーカードを保険証として利用されている方は、市民生活課又は支所市民課で住所変更をされていないと医療機関等で資格確認ができない場合もありますので、ご注意ください。
子ども医療費助成金受給資格者証 ひとり親家庭医療費受給資格者証 児童扶養手当証書	子どもみらい課	換地処分の公告後、子どもみらい課から対象者へ、新住所が記載された資格証を郵送します。旧住所の資格証は破棄していただくか、子どもみらい課へ返却してください。

2.関係者各自で住所変更の届出を必要とする事項

届出事項	届出・問い合わせ先	必要書類等	届出期限
マイナンバーカード 住民基本台帳カード(顔写真付きのもの) 在留カード	市民生活課(串木野庁舎) 支所市民課(市来庁舎)	各カード、暗証番号(4桁の数字、英数字6文字以上のパスワード)が分かる書類 ※任意代理人がお手続きする場合は、お手続きが1日で完了しません。詳しくは、住所変更のお知らせに同封される「マイナンバーカード住所変更手続きのご案内」をご覧ください。	すみやかに
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 重度心身障害者医療費助成金受給資格者証 自立支援医療費(精神通院)受給者証	福祉課	各手帳・受給者証	すみやかに
自動車運転免許証の住所	鹿児島県交通安全教育センター TEL099-266-0111 または、いちき串木野警察署 TEL0996-33-0110	住所のみ変更の方は、運転免許証及び住所の確認できる公的な領収書(電気・ガス・水道等)。本籍地まで変更される方は、運転免許証及び本籍地が記載された住民票。	すみやかに

【裏面もごらんください】

届出事項	届出・問い合わせ先	必要書類等	届出期限
自動車検査証 (普通車、自動二輪251cc以上)	鹿児島運輸支局 TEL050-5540-2089	住所変更を希望される方は、必ず事前に電話確認してください。	
軽自動車届出済証 (軽二輪126cc～250cc)			
自動車検査証(軽自動車)	軽自動車検査協会鹿児島事務所 TEL050-3818-8684	住所変更を希望される方は、必ず事前に電話確認してください。	
電柱敷地使用料	九州電力送配電(株)川内配電事業所 TEL0800-777-9447	連絡していただければ、関係書類が送られてきます。	
	NTTフィールドテクノ設備貸借管理センター TEL0800-200-0668	連絡していただければ、関係書類が送られてきます。	
国民年金・厚生年金被保険者住所	川内年金事務所 TEL0996-22-5276	特段、届出の必要はありません。 (ただし、一部変更手続きが必要な方がいます。詳細は、お尋ねください。	
年金受給者住所			
土地・建物の所有権登記名義人の住所	鹿児島地方務局川内支局 TEL0996-23-6381	変更登記申請書、市発行の証明書、印鑑(認印)、その他必要書類	すみやかに
会社の本店及び支店所在地法人の主たる事務所または従たる事務所 株式会社の代表取締役 有限会社の取締役 合資・合名会社の社員 法人の理事の住所	鹿児島地方務局 法人登記部門 TEL099-219-2100	変更登記申請書、市発行の証明書、会社・法人の実印、その他必要書類	すみやかに
建設業法に基づく許可業者	鹿児島県土木部監理課 TEL099-286-3483	変更届出書等 資料は4部提出(登記簿謄本1部、写し3部) 郵送または持参	30日以内
薬局開設許可施設	伊集院保健所 TEL099-273-2332	変更届出書	30日以内
医薬品販売業許可施設		変更届出書	30日以内
販売従事登録者(医薬品)		変更届出書	30日以内
食品衛生法に基づく許可施設		営業許可申請事項変更届出書	すみやかに
食品等取扱条例に基づく登録施設		登録事項変更届出書	すみやかに
給食施設の所在地(健康増進法、多数給食施設における栄養管理に関する条例)		給食届出事項変更届出書	1カ月以内
理容・美容師法に基づく許可施設		開設届出事項変更届出書	すみやかに
介護保険施設・事業所の所在地		変更届出書	10日以内
開設者・管理者の住所		地番変更を証する書類	10日以内
運営規定の変更		変更後の運営規定	10日以内
病院・診療所・助産所の所在地		開設届出事項変更届	10日以内
開設者・管理者の住所		地番変更を証する書類	10日以内
医療法人の定款に規定する事務所の所在地		定款変更認可申請書または締約変更届、社員総会議事録	すみやかに
開設する医療施設の所在地		変更後の定款、地番変更を証する書類	すみやかに
自動車リサイクル法に基づく登録業者・許可業者		変更届出書 法人の場合:登記事項証明書 個人の場合:住民票の写し	30日以内
水質汚濁防止法に基づく特定施設		氏名等変更届出書	30日以内

注1 上記以外でも法令等により住所変更の届出を要するものがあれば、所定の手続きをしてください。

注2 市では、住所変更通知書を換地処分公告後すみやかに該当する世帯・事業所あてに通知します。換地処分に伴う住所変更の証明が必要な場合は、換地処分の公告の翌日以降、串木野庁舎市民生活課、市来庁舎支所市民課において証明書を発行する予定です。
地区内の事業所等の住所変更の証明書は、都市建設課において発行する予定です。